

全国視能訓練士学校協会会則

第1条（名称）

本会は、全国視能訓練士学校協会と称する。

第2条（目的）

本会は、視能訓練士養成に関して連絡、協議し、教育の向上、発展を期することを目的とする。

第3条（会員）

- 1) 本会の会員は、全国の視能訓練士養成施設を単位とし、理事長、学校長および教職員で組織する。
- 2) 視能訓練士養成施設の代表者および教職員等の変更があった場合はすみやかに事務局に届けなければならない。
- 3) 入退会は、理事会の議決を経て、会長が別に定める入退会届をすみやかに会長に届けなければならない。

（賛助会員）

- 1) 賛助会員は、特別法人会員、法人会員、個人会員とする。
- 2) 賛助会員の会費及び特典は、別に定める賛助会員規程に従う。

第4条（役員）

- 1) 本会は、会長1名と常務理事1名、理事若干名および監事2名をおき、任期は2年とする。但し、再任を妨げない。
- 2) 会長、理事および監事の選出は会議において決定し、常務理事は理事の中より会長が任命する。
- 3) 常務理事は会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行する。

第5条（総会）

- 1) 定期会議(総会)は、1年に2回開催する。会長がこれを招集する。
- 2) 総会は、本協議会の運営に関する重要な事項を議決する。
- 3) 総会は、養成施設の過半数の出席がなければ開催することができない。
- 4) 総会の議事は、出席した養成施設の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決する所による。

第6条（理事会）

- 1) ブロックを設け、ブロック毎に理事を置く。
- 2) 理事会は、会長がこれを招集する。
- 3) 理事会は、次の事項を議決する。
 - ① 総会に付議すべき事項
 - ② 総会の議決した事項の執行に関する事項
 - ③ その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
- 4) 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

第7条（事業）

1) 必要に応じて ワーキンググループを設け、必要事項を協議する。

第8条（事務局）

事務局は、原則として会長の所属する視能訓練士養成施設内に置くこととする。

第9条（会計）

1) 本会の年会費は、1施設 50,000 円とする。但し、臨時予算が必要なときは理事会の承認を得てこれを徴収することができる。

2) 会計報告は、監事が監査のうえ、会計担当者が総会において行う。

3) 会計年度は、4月1日から次年の3月31日までとする。

（付記事項）

(1) 総会において予算承認されるまでは、会長は理事会の議を経て、前年度の予算に準じ収入支出をすることができる。

(2) 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

第10条（会則の改正）

この会則を変更するには、本会において加入施設の3分の2以上の同意がなければならない。

第11条（施行細則）

この会則の変更に必要な細則は、本会の議決を経て決めることができる。

付則

1) この会則は、平成11年8月1日から施行する。

2) 平成11年8月1日より施行の会則を平成16年6月5日一部改正。

3) 平成16年6月5日より施行の会則を平成20年6月7日一部改正。

4) 平成20年6月7日より施行の会則を平成21年6月5日一部改正。

5) 平成21年6月5日より施行の会則を平成22年4月1日一部改正。